

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立宇津木台小学校

校長名 松丸 渉 公印

令和8年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則により、学校教育法施行規則第138条の規定に基づく特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

児童が国際社会を逞しく生きる力を身に付け、生涯学ぶ意欲と向上心をもち続けることをめざし、次の児童像を掲げ、その育成に努める。

- ア よく考え、すすんで学ぶ子（自分の思いや考えを表現し、粘り強く取り組む児童）
- イ 協力し、思いやりのある子（他者の気持ちを考えた思いやりの行動がとれる児童）
- ウ◎体をきたえ、ねばり強い子（自ら進んで心身を鍛え、健康の保持増進に努める児童）

(2) 特別支援学級の教育目標

- ア 自分のことは自分でやろうとする子  
（基本的な生活習慣等を身に付けさせ、主体的に学習に取り組み、自律心を育む。）
- イ 友達と仲良くする子  
（明るく楽しい集団生活ができるように社会性の育成を図り、自律と社会参加に向けての態度・習慣を養う。）
- ウ◎体をきたえ、元気な子  
（体力の増進と心身ともに、健康で安全な生活ができる態度や習慣の育成を図る。）

(3) 学校及び学級の教育目標を達成するための基本方針

- ア 確かな学力の育成  
児童の実態に応じたグループ編成を行い、個別最適化された学習指導の充実を図る。
- イ 豊かな心の育成  
「自分も友だちも大切に」学校経営方針のもと、交流及び共同学習を推進し、社会性を育てる。
- ウ 健やかな心と体の育成  
自ら進んで心身を鍛え、健康の保持増進に努める児童を育成するために、家庭と連携した生活習慣の確立を図り、運動の楽しさを味わう活動や遊びの経験を充実させる。
- エ 不登校児童への支援  
教育活動全体を通して、児童一人ひとりの許容する学習負荷など、特性に応じて個別化された指導を行う。
- オ いじめ防止等の取組  
ふれあい月間におけるアンケートおよび行動観察により、未然防止、早期発見、初期対応に丁寧に努め、組織的に対応に取り組む。
- カ 特別支援教育の充実  
学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画を活用した実態の整理・把握に取り組む。
- キ 小中一貫教育のさらなる充実【石川中学校グループ（小宮小、宇津木台小）】  
共通目標を「石川地区の強みを活かし、社会的・職業的自立に向けて目的をもって学ぶことができる実践的態度を育成する。」「一生懸命に学び続ける」「自ら考え、自信をもって行動できる」「人、物、時間を大切にできる」とし、義務教育9年間で育てたい児童・生徒像を「自他の大切さを認めることができる生徒」とする。そのために、義務教育9年間で切れ目なくつなぐ教育活動を展開する。

## 2 指導の重点

### (1) 各教科等（外国語活動を含む）

#### ア 各教科

- ① 児童の実態に応じて全校で行われる校内ランニングやなわとび週間等に交流参加させつつ体育科の授業改善を行い、さらに歩行学習の中でも体を動かす遊びを取り入れ、体力の増進と集団参加スキルの向上を図る。
- ② 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、学力や生活技能の向上を図るための小グループ指導、個別最適化した指導と、社会性の伸長を図るための集団活動を組み合わせ、基礎的・基本的な知識及び技能の定着や思考力、判断力、表現力等の育成を図る。
- ③ 一単位時間や単元の指導の中で1人1台の学習用端末を効果的かつ日常的に活用し、生活単元学習における調べ学習の発表資料を作成する等の活動を通し、「対話」や「協働」「探究」を重点に個別最適な学びの実現を図る。
- ④ 全教科を通して授業規律の安定を図り、安心して学習に向かうことができる環境を整える。
- ⑤ 音楽科や図画工作科では講師の専門性を活かし、発達段階に応じて創造性の伸長を図る。
- ⑥ 「学力向上委員会」の取り組みをより個別化した上で反映させ、児童の言語環境を整え、発達段階に応じた言語能力の向上を図る。
- ⑦ 簡単な挨拶、歌やゲーム、季節の行事等、外国語指導助手（ALT）を活用した交流を通して、音声面を中心とした外国語でのコミュニケーションに興味・関心をもてるようにする。

#### イ 総合的な学習の時間

- ① 身近な郷土学習として日本遺産である高尾山や車人形、地産地消などを取り上げ、地域の人材や学習素材を活用しながら学習に取り組むことで、地域への愛着を深められるようにする。
- ② 児童がよりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくことができるように、久保山プロジェクトを中心とした教科等の横断的・総合的な学習や探究的な学習などの取組を設定する。

#### ウ 特別活動

- ① 学級の係活動や当番活動、話し合い活動、集団宿泊的行事における自主的・実践的な活動を通して、集団の一員としての所属感や連帯感を育て、役割や責任を果たす態度や能力を養う。
- ② 学校行事、学級行事、委員会活動やクラブ活動、たてわり班活動への参加を通して、集団参加のスキルを向上させ、自主性や社会性を育てる。

#### エ 自立活動

- ① 学校生活支援シート・個別指導計画を基に心理的な安定を得られるようにするため、機能的アセスメントに基づく行動問題への対処を行いつつ、心理的安定を図るための時間を確保し、安心できる環境の中で円滑な人間関係の構築を図る。
- ② 国語科における物語文の読解、道徳科の授業、体育における集団活動を通して他者の感情に関する感受性や共感性を育て、自己や他者に対する認識を培い、人間関係を培う力を育てる。

### (2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

- ① 道徳教育推進教師を中心に道徳教育全体計画や別業を基に教育活動全体を通じた道徳教育を行い、他者を思いやり、誰とでも協力しようとする道徳性を養う。
- ② 道徳教育全体において「親切、思いやり」を重点内容項目とし、児童の実態に応じた「考え、議論する道徳」の授業を要として、学校教育活動全体を通じた道徳教育の推進を図る。また、道徳授業地区公開講座を通じ、家庭・地域社会と連携して児童の道徳価値の自覚を深められるよう道徳性を養う。

### (3) キャリア教育

- ① 全体目標を「他者とのかかわりを通して、自分らしさに気付き、夢や目標に向かって自ら努力できる子どもを育てる。」として、教育活動全体でキャリア教育を推進する。
- ② 小中一貫教育グループとの連携を深めるため、希望進路や特性に応じ、「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、将来の生き方を考えるなどキャリア教育の充実を図る。
- ③ 宇津木台緑地を活用して、地域人材と連携しながら魅力あるまちづくりのために、主体的に考え実践する力を育成する「久保山プロジェクト」を実施する。

## (4) 生活指導

## ア 生活指導

- ①警察やスクールガードリーダー、学校安全ボランティア等との連携を深め、交通安全教室やセーフティ教室を通して、事故や犯罪による危険から身を守るための注意点や対応の仕方を学ぶ。
- ②生活目標の振り返りを行い、自分の生活を見つめ直し行動に移せるように指導するとともに、児童が主体的に学校のきまりの改善に取り組む機会を設ける。また、保護者会、学校だより等で情報モラル等について発信し、家庭や地域の理解に努める。
- ③児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために、『「生命（いのち）の安全教育」の指導の手引き』の内容を踏まえた指導を、全学年で行う。

## イ いじめ防止等の取組

- ①「八王子市いのちの大切さを共に考える日」に命の大切さを考えられるように校長講話及び道徳科の授業を通して、いのちの大切さについて児童一人ひとりに考えさせる。
- ②すぎの子学級内で複数の担任が毎日一度は全児童を観察し、アンケートの結果を含めて学校いじめ対策委員会で児童の情報を共有し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図る。
- ③相談できる大人の調査を活かし、一人ひとりの児童理解に努め、教員と児童との信頼関係及び児童間同士のよりよい関係を築き、いじめ防止に関する授業やSOSの出し方に関する授業を行う。
- ④教員主導や児童会活動などでPBS（ポジティブ行動支援）の手法を取り入れた活動を計画し、年間を通して実施していく。

## ウ 不登校児童への支援等

- ①個票システムを活用して支援ニーズの把握を行い、登校支援コーディネーターを核として、サポートルームの活用、スクールカウンセラー、特別支援教育校内委員会等と連携した支援を行う。
- ②児童の登校を動機付けるため、児童の心理状態を細かに観察・把握し、指導の個別化を推進する。さらに、不登校の未然防止のために、学校全体で「自分も友だちも大切にすること」「支持的風土の醸成」に努め、学校や学級内での個々の役割を明確にして児童の自己有用感を高めていく。

## (5) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマム）

- ①児童の実態に応じ、放課後算数教室やはちおうじっ子ミニマム、学習用端末を活用した家庭学習に取り組ませ、基礎学力を向上させる。

## (6) 特色ある教育活動・その他の配慮事項

## ア 通常の学級、関係機関との連携

- ①児童個々の実態に応じ、個別指導計画の目標に含める等の方法で、計画的な交流及び共同学習を推進する。特別支援学校のセンター的機能を活用しつつ、たてわり班活動等の従来の交流学習の充実を図るとともに、個に応じた教科の交流及び共同学習を実施し、共に生きる力を育成する。
- ②全児童及び教職員が障害者理解教育を通し、共生社会に対する理解を深めることをめざす。

## イ 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- ①石川中学校グループ内で連携を図り、石川中学校進学予定児童に関しては意見発表会等に参加させることにより、集団参加に意欲的に取り組む児童を育てる。
- ②特別支援教育委員会において進学先との情報共有を行い、児童の指導に必要な情報を共有する。

## ウ その他

- ①日々の教育活動などをホームページに掲載するとともに、Home&Schoolや電話による連絡、学校だよりの地域配布などを通して、家庭・地域・関係諸機関との連絡を密にし、連携・協力・交流を深める。
- ②保・幼・小の架け橋期カリキュラムを活用し、「保・幼・小連携の日」に一同に集まり、園児・児童の諸情報を共有し、共通理解を深める。
- ③「情報活用能力系統表」を活用した義務教育9年間を見通したICT活用に関する資質・能力の育成について、タイピングスキルに重点を置いて指導する。
- ④青少年対策委員会石川地区との共催の合同地域クリーン活動の参加を呼び掛け、参加者を全校朝会で紹介し、通知表に記入する。

3 授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	17	18	22	16	0	19	22	18	19	16	18	17	202
2	18	18	22	16	0	19	22	18	19	16	18	17	203
3	17	18	22	16	0	19	22	18	19	16	18	17	202
4	17	18	22	16	0	19	22	18	19	16	18	17	202
5	17	18	22	16	0	19	22	18	19	16	18	18	203
6	18	18	22	19	0	19	22	18	19	16	18	17	206
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1学年は始業式4月6日(月)不参加のため1日減</li> <li>・第3学年から第5学年は入学式4月7日(火)不参加のため1日減</li> <li>・第1学年から第4学年は、卒業式3月24日(水)不参加のため1日減</li> <li>・第6学年は修了式3月25日(木)不参加のため1日減</li> <li>・夏季休業日は7月24日(金)から8月31日(月)までとする。</li> <li>・第6学年は7月25日(土)、26日(日)、27日(月)に移動教室を実施するため3日増</li> <li>・都民の日10月1日(木)は授業日とする。</li> <li>・冬季休業日は12月26日(土)から1月6日(水)までとする。</li> </ul>												

(2) 年間授業時数配当表

①各教科

教科名		学年					
		1	2	3	4	5	6
各教科	国 語	0	0	0	0	0	0
	社 会	/	/	0	0	0	0
	算 数	0	0	0	0	0	0
	理 科	/	/	0	0	0	0
	生 活	0	0	/	/	/	/
	音 楽	0	0	0	0	0	0
	図 画 工 作	0	0	0	0	0	0
	家 庭	/	/	/	/	0	0
	体 育	0	0	0	0	0	0
	外 国 語	/	/	/	/	0	0
対知的障害者 教育を行う 特別支	内 容						
	生活	身辺処理、当番や係活動、きまりやマナー等	0	0	0	0	0
	国語	文字・漢字の読み書き、物語や説明文の理解、作文、文法、表現、読書等	204	210	210	210	210
	算数	数と計算、長さ・かさ・重さ・広さの理解、図形、時計等	170	175	175	175	175
	音楽	歌唱、器楽合奏、身体表現、リズム、鑑賞等	68	70	70	70	70
	図画工作	絵と工作、造形遊び、道具の使い方、鑑賞等	68	70	70	70	70
小計		612	630	630	630	630	

第3号の4表の2

学校名 八王子市立宇津木台小学校

②特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

領域	内容	1	2	3	4	5	6
特別の教科 道徳	感謝、礼儀、友情、信頼、善悪の判断、規則の尊重、生命の尊さ、思いやり等	34	35	35	35	35	35
外国語活動	簡単な挨拶、歌、ゲーム、簡単な会話等			10	10	35	35
総合的な学習の時間	地域調べ、情報機器の活用、校外学習についての調べ学習、食育等			45 (10)	45 (10)	45 (10)	45 (10)
特別活動	学級活動に関する話し合い及び実践等	34	35	35	35	35	35
自立活動	健康に関する理解、自己理解・他者理解、心理的な安定、コミュニケーション等	0	0	0	0	0	0
小 計		68	70	125 (10)	125 (10)	150 (10)	150 (10)

③各教科等を合わせた指導

指導の形態	内容	1	2	3	4	5	6
日常生活の指導	基本的生活習慣の確立、係活動、朝の会、給食の取り組み、清掃等	47	48	48	48	48	48
遊びの指導	遊びへの興味・関心の拡大、仲間との関わり方、遊びの楽しみ方	0	0				
生活単元学習	校外学習、調理学習、買い物学習、栽培活動、季節的行事、作業学習、理科的学習、	123	162	177	212	187	187
小 計		170	210	225	260	235	235

⑤ 年間総授業時数 (①+②+③)

学 年	1	2	3	4	5	6
年 間 総 授 業 時 数	850	910	980 (10)	1015 (10)	1015 (10)	1015 (10)

備 考	ア 1単位時間 ・1単位時間は45分とする・クラブ活動は1単位時間60分を13回・委員会活動は1単位時間45分を11回
	イ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて ・第1学年から第6学年 1回15分計39回 日常生活の指導13時間 ・第1学年から第6学年 6月17日(水) 9月16日(水) 10月21日(水) 1月20日(水) 1回15分計60分 生活単元学習1と1/3時間 ・体力テスト、心の劇場、移動教室、運動会練習、運動会係活動、学習発表会練習、および2月3日(水)と3月3日(水)の授業時数確保のための時間増は全て通常の学級と同様とする。
ウ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容 ・総合的な学習の時間 各10時間(原則として通常学級に準拠した内容を扱いつつ実態に応じて内容を調整する)	
エ 授業時数に位置付けない教育活動 ・朝の時間(8時30分から8時45分まで) 火曜日:朝学習 木曜日:朝読書 金曜日:全校朝会・全校集会	

